

平成24年度「二国間クレジット取得等インフラ整備調査事業
(MRV等に関する人材育成)」における
国内受入事業・海外派遣事業に係る事業企画公募

公募要領

平成24年10月

株式会社 日本総合研究所

1. 目的

我が国は、気候変動問題の解決に向けて、海外において温室効果ガス排出削減に貢献できる優れた技術や製品を有している。しかし、現在、技術や製品の普及等を通じた途上国での貢献を唯一制度的に後押しする「クリーン開発メカニズム（以下「CDM」という。）」は、審査プロセスに長い時間がかかり、承認の可否についても不確実性が高いことに加え、我が国が得意とする省エネルギー製品（自動車、家電等）や高効率石炭火力等に対してほとんど適用されず、我が国の低炭素技術・製品を通じた地球規模での温室効果ガス排出削減への貢献を後押しするには不十分な状況にあると考えられる。

このため、日本政府は、我が国が世界に誇る低炭素技術や製品の普及等を積極的に推進し、世界規模での地球温暖化対策を進めていくため、現行のCDMの下では十分に評価がなされていない低炭素技術（省エネ技術、新エネ技術、石炭火力等）の普及等による温室効果ガスの排出削減を適切に評価する新たな仕組み（「二国間オフセット・クレジット制度」）の構築を目指している。

二国間オフセット・クレジット制度については、インドネシア、ベトナム、インド等、主にアジア諸国との間で、具体的な制度構築に向けた協議を開始しており、協議の中で、途上国側の省エネ政策と同制度の連携による低炭素技術の普及にも期待が寄せられている。

「二国間クレジット取得等インフラ整備調査事業（MRV等に関する人材育成）」は、二国間オフセット・クレジット制度構築の可能性のある国（以下、「相手国」）に対し、我が国の低炭素技術・製品を普及することを目的に、MRV等制度および低炭素技術・製品の導入に係る人材の育成のための国内受入事業・海外派遣事業（研修・専門家派遣）を実施する。なお、国内受入事業・海外派遣事業については、相手国側の具体的なニーズを把握している、二国間オフセット・クレジット制度に取り組む事業者等の事業企画提案に基づいて実施する。

※1：国内受入事業・海外派遣事業の運営・管理者について：株式会社 日本総合研究所（以下、「日本総研」という）は、「平成24年度「二国間クレジット取得等インフラ整備調査事業（MRV等に関する人材育成）」に関して、経済産業省の委託を受け、本事業全体の運営・事務処理、採択された事業企画を提案した企業等との事業内容の調整など、事業全体の運営・管理を統括する。具体的には、採択された事業企画を提案した企業等と協力し、国内受入事業・海外派遣事業の実施内容の検討、事業の円滑な実施、事業進捗状況の把握、事業実施に係る経費の事務処理等を行う。さらに、国内受入事業・海外派遣事業の実施後、本事業により得られた成果の普及に取り組む。

2. 事業企画の募集について

本公募において、日本総研は相手国の企業・業界団体・政府関係者等を対象に、二国間オフセット・クレジット制度の理解促進および低炭素技術・製品の普及に資する国内受入事業・海外派遣事業(研修・専門家派遣)の事業企画を募集する。なお、相手国については、その定義を「二国間オフセット・クレジット制度構築の可能性のある国」としていることから、CO₂排出削減に関連する政策を実施する可能性の高い国の案件を優先的に対象とする。

(1) 各事業の定義

➤ 国内受入事業・・・

国内受入事業とは、相手国から事業意思決定者や技術者、政策立案者等を受け入れ、日本国内において我が国の企業の担当者や業界団体関係者、コンサルタント等が研修講師としてMRVや低炭素技術・製品に関するセミナー・施設見学・技術紹介等の研修を実施するものをいう。

➤ 海外派遣事業・・・

海外派遣事業とは、我が国の企業の担当者や技術者、業界団体関係者、コンサルタント等が研修講師・専門家として相手国を訪問し、相手国において事業意思決定者や技術者、政策立案者等を対象にMRVや低炭素技術・製品に関するセミナー・技術紹介等の研修あるいは現地ローカル企業の技術者や省エネルギー関連制度設計の担当者等に対して技術講習・専門レベルの意見交換等の専門家派遣を実施するものをいう。

(2) 事業企画の募集事項

①事業の目的・対象国・対象領域

当該国内受入事業・海外派遣事業を提案するにあたり、想定している対象国、対象技術・製品領域を具体的に記載すること。さらに、提案する事業企画の目的、対象国および対象技術・製品領域選定の背景、考え方について記載すること。

②提案する国内受入事業・海外派遣事業の事業企画内容

提案する国内受入事業・海外派遣事業の事業企画内容(依頼予定の研修講師あるいは専門家、想定する研修生あるいは専門家派遣先、研修・専門家派遣の実施内容、必要とな

る設備・会場・移動手段等)について、具体的に記載すること。なお、依頼予定の研修講師あるいは専門家、想定する研修生あるいは専門家派遣先については、提案者との関係についても記載すること。

③国内受入事業・海外派遣事業の効果

当該国内受入事業・海外派遣事業を実施することによる、MRV等の二国間オフセット・クレジット制度の理解促進あるいは低炭素技術・製品の普及に対する具体的効果について記載すること。

④国内受入事業・海外派遣事業の研修講師・専門家の実績

当該国内受入事業・海外派遣事業において、現在想定している研修講師あるいは専門家に関連分野における実績および過去に実施した研修・専門家派遣等の実績について、記載すること。

3. 事業実施期間

採択決定日から平成25年2月28日まで

4. 応募資格

事業企画の提案者は、次の条件を満たす法人とする。

- (1) 日本に拠点を有していること。
- (2) 日本政府の予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- (3) 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領(平成15・01・29会課第1号)別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

5. 事業実施条件等

- (1) 採択件数：6～9件
- (2) 予算規模：総額30,000千円。
なお、費用や最終的な事業実施内容・期間については、日本総研及び経済産業省と調整した上で決定することとする。
- (3) 費用負担：当該国内受入事業・海外派遣事業にかかる研修講師・専門家謝金、旅費交通費、通訳費等の事業費は、日本総研が直接支払うものとする（※2）。本事業で負担可能な費用は、「8. 費用の見積」を参照。
- (4) 応募件数：1事業者あたりの応募件数は制限しない。ただし、同時期に専門家派遣・研修実施を行う可能性があるため、講師の重複等がないように配慮されていることが望ましい。
- (5) その他事項：講師の派遣等に関する対象企業や研修生等との連絡・調整は、採択された企業・日本総研・経済産業省との協議の上、実施するものとする。

※2：提案においては、提案者による概算にて見積書を提出することとする。ただし、旅費交通費・通訳費等については、日本総研が本事業において提携している旅行代理店等と採択企業及び日本総研の3者で協議の上、研修講師や相手国から招聘する研修生等の航空券、宿泊先等を、日本総研が手配・費用負担するものとする。

6. 事業企画の提出について

(1) 募集期間

募集開始日：平成24年10月17日（水）

締切日：平成24年11月5日（月）17時必着

(2) 説明会の開催

本公募に関する説明会は実施しない。

本公募に関して質問がある提案者は、本資料末の情報を参考に日本総研宛に問い合わせること。本公募(日本総研による国内受入事業・海外派遣事業の事業企画公募)に関して、経済産業省は一切の質問を受け付けていないため、問い合わせしないこと。

(3) 応募書類

① 以下の書類を一つの封筒に入れて提出すること。封筒の宛名面には、「平成24年度二国間クレジット取得等インフラ整備調査事業（MRV等に関する人材育成）における国内受入事業・海外派遣事業に係る事業企画公募申請書」と記載すること。

- ・公募申請書（様式1）＜1部＞
- ・企画提案書（様式2）＜10部＞
- ・提案書概要版（様式3）＜10部＞
- ・見積書（様式4）＜10部＞
- ・申請受理票（様式5）・返信用封筒 ＜1部＞
- ・様式1～4の電子ファイル(Word・ExcelおよびそのPDF)を記録したCD-R
＜1枚＞
- ・会社概要資料(会社案内等) ＜1部＞
- ・その他参考資料（必要に応じ）＜10部＞

② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しない。

なお、応募書類は返却しない。

③ 応募書類等の作成費は経費に含まれない。また、選定の正否を問わず、事業企画申請書の作成費用は支給しない。

④ 企画提案書に記載する内容については、見積額内で実現が確約されることのみ表明すること。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがある。

(4) 応募書類の提出先

応募書類は郵送・宅配便等により以下に提出すること。

〒141-0022 東京都品川区東五反田 2-18-1 大崎フォレストビルディング

株式会社 日本総合研究所 総合研究部門

「平成24年度二国間クレジット取得等インフラ整備調査事業（MRV等に関する人材育成）における国内受入事業・海外派遣事業に係る事業企画公募」担当 三木 優・田中 靖記

※ 持参、FAX及び電子メールによる提出は受け付けない。資料に不備がある場合は、審査対象とならない。公募要領等を熟読の上、注意して記入すること。

※ 締切を過ぎての提出は受け付けない。郵送等の場合、配達の場合で締切時刻までに届かない場合もあるため、期限に余裕をもって送付すること。

7. 審査・採択について

(1) 審査方法

MRVに関する必要性の理解促進、MRVの水準・方法の共通認識促進、我が国の低炭素技術・製品等の途上国への普及に資する国内受入事業・海外派遣事業となっているかを考慮し、案件を審査する。

採択に当たっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定する。なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施する。

(2) 審査基準

別添「審査項目一覧」資料に記載の審査基準に基づき審査を実施する。

(3) 採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、日本総研のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知する。

8. 経費の見積

本事業の運営・管理者である日本総研が負担可能な費用は以下の通り。費目が不明な費用については、妥当と考えられる費目に計上し、採択後に負担可否・金額について協議することとする。

i) 国内受入事業	①：研修生渡航費(※3) ②：研修生滞在費 ③：研修生厚生費等(※4) ④：講師謝金(※5) ⑤：通訳謝金 ⑥：教材関係費 ⑦：会議室等施設借上費 ⑧：国内移動交通費
ii) 海外派遣事業	①：講師・専門家謝金(※5) ②：通訳謝金 ③：講師・専門家現地派遣費(※3) ④：講師・専門家現地滞在費 ⑤：講師・専門家現地厚生費(※4) ⑥：教材関係費 ⑦：会議室等施設借上費 ⑧：現地移動費

※3：空港税、査証取得手数料、海外旅行傷害保険等は渡航費あるいは派遣費へ計上すること

※4：厚生費については、基本的には研修生あるいは研修講師・専門家への日当の範囲内とする。金額については、日本総研の規程に定める金額を上限とするため、採択後に調整することがある

※5：講師・専門家謝金については、日本総研の規程に定める金額を上限とするため、採択後に調整することがある

9. 問い合わせ先

質問・問い合わせは、平成 24 年 10 月 26 日（金）12：00（正午）までに、下記窓口まで電子メールにて行うこと。

〒141-0022 東京都品川区東五反田 2-18-1 大崎フォレストビルディング

株式会社 日本総合研究所 総合研究部門

担当：三木 優・田中 靖記

E-mail アドレス：200010-mrv-koubo@ml.jri.co.jp

以上